

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		部課等名 保健所衛生課	番号 4 5
許 認 可 等 の 内 容		薬局開設の許可	
根拠法令及び条項		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第1項	
審 査 基 準	関 係 条 項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第5条 薬局等構造設備規則第1条 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第1条	
	基 準 (未設定の場合は その理由)	・別紙のとおり (茅ヶ崎市薬局等許可審査基準及び指導基準 第3) ・無菌調剤室の共同利用に係る通知「薬事法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について」(平成24年8月22日付厚生労働省医薬食品局長通知)	
	参 考 事 項		
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定(令和8年5月1日最終変更)	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 18日(休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定(年 月 日最終変更)	